

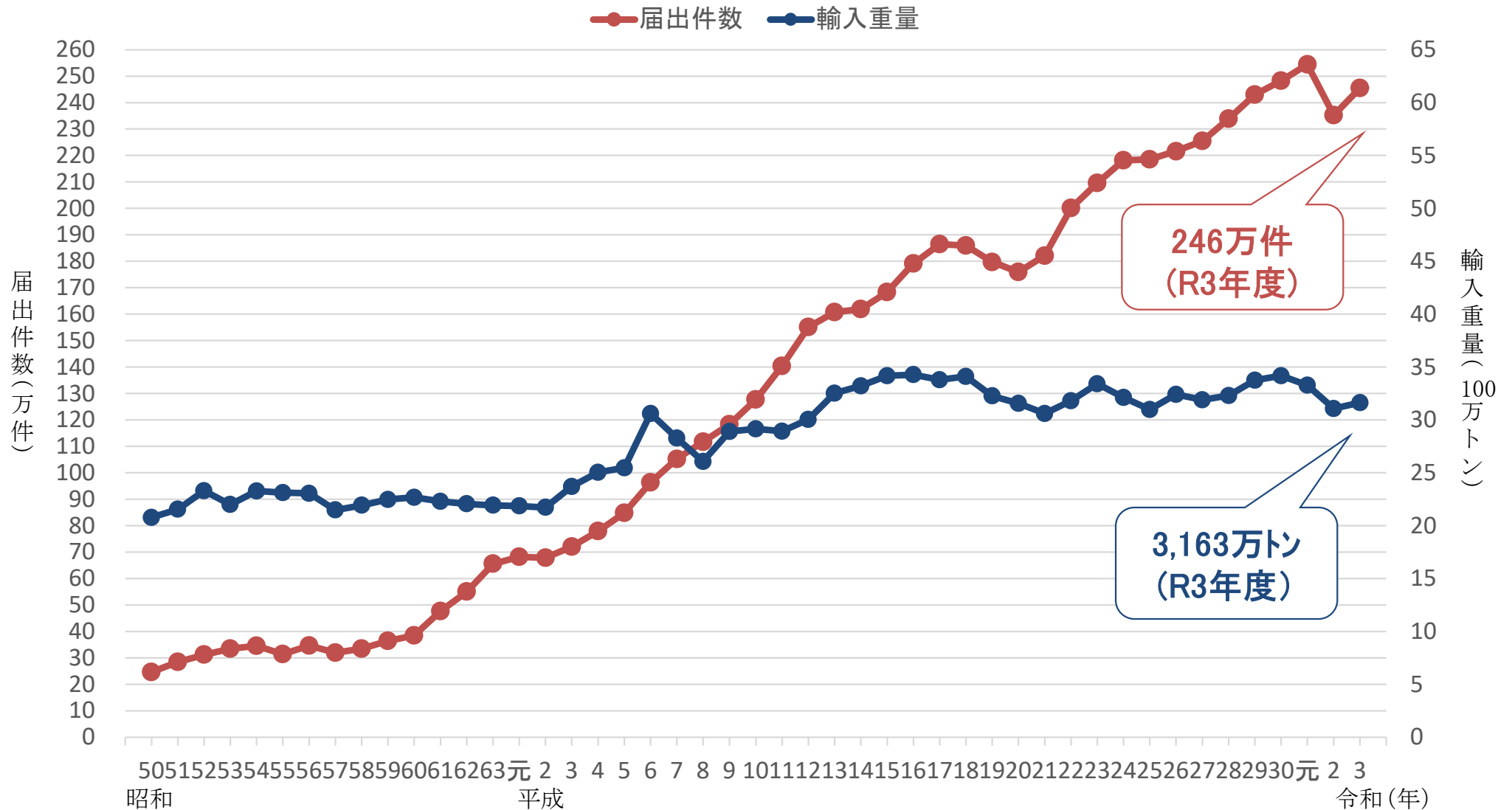
輸入食品監視指導結果について

神戸検疫所 食品監視課
食品監視第二課

令和5年4月25日

令和3年度 全国の輸入状況

食品等の輸入届出件数・重量推移

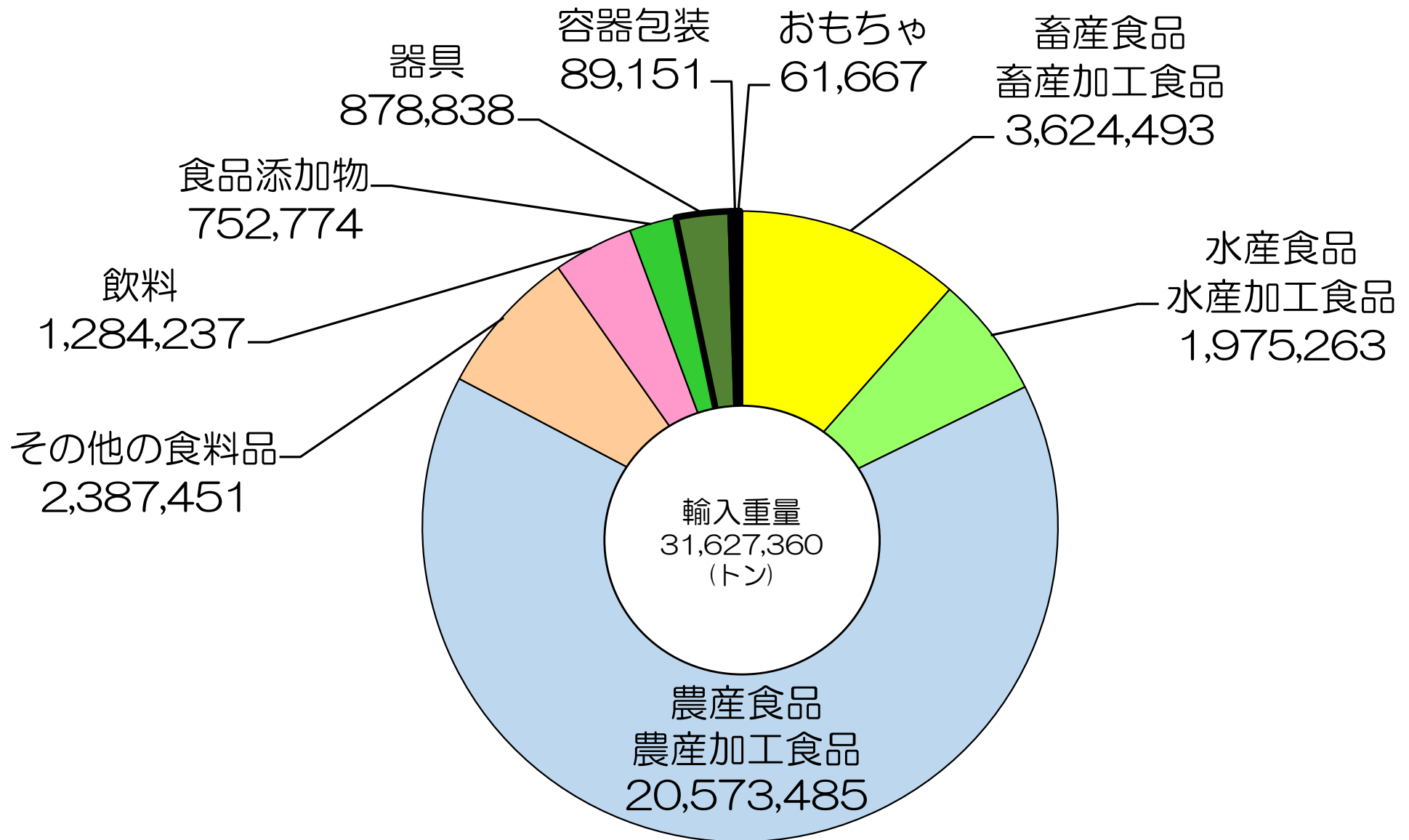


*昭和50年から平成18年は年次、平成19年以降は年度

(資料出所) 厚生労働省「輸入食品監視統計」(令和3年度)

食品等の輸入の状況（令和3年度）

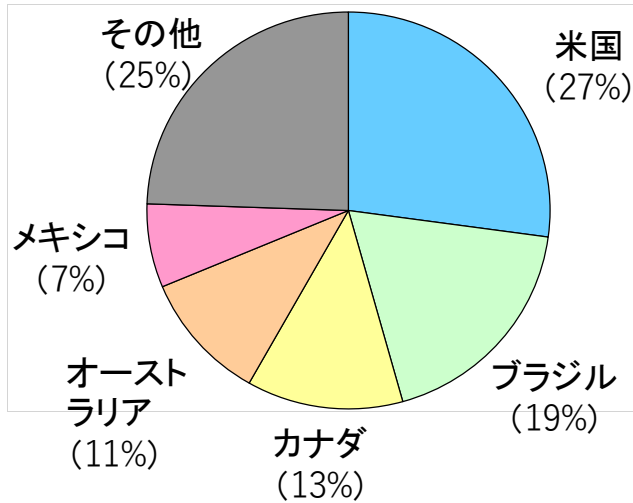
※輸入重量ベース



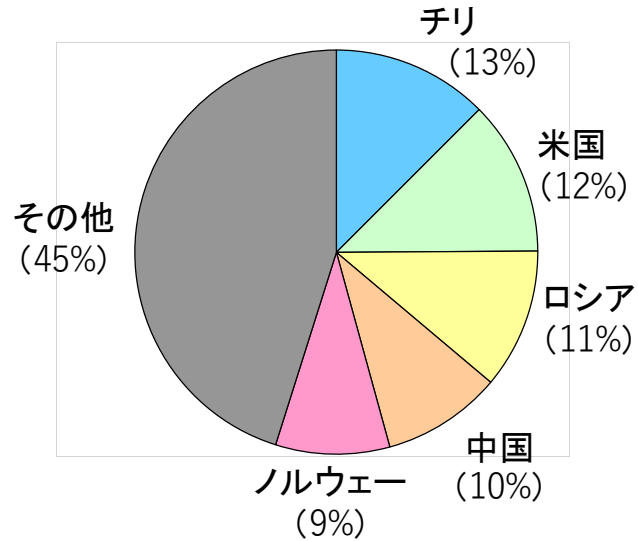
食品別輸入量上位5ヶ国①（令和3年度）

※輸入重量ベース

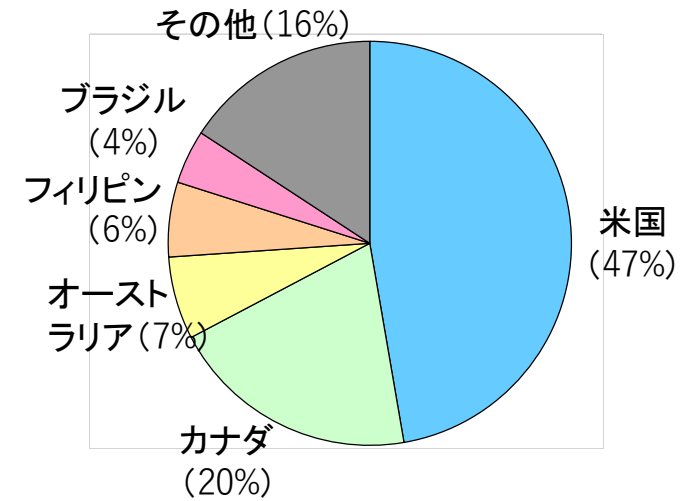
畜産食品



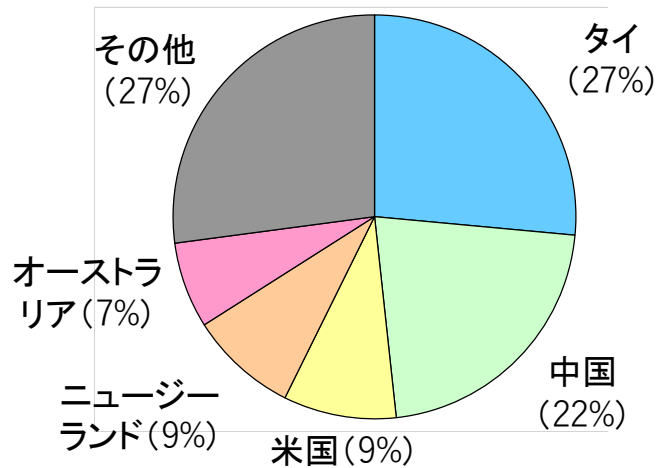
水産食品



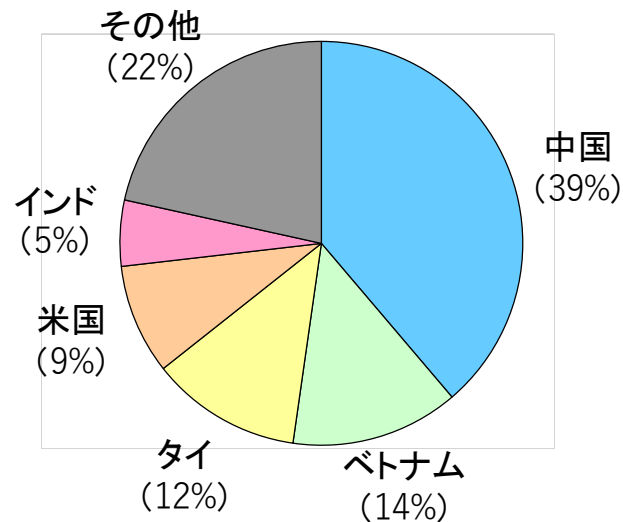
農産食品



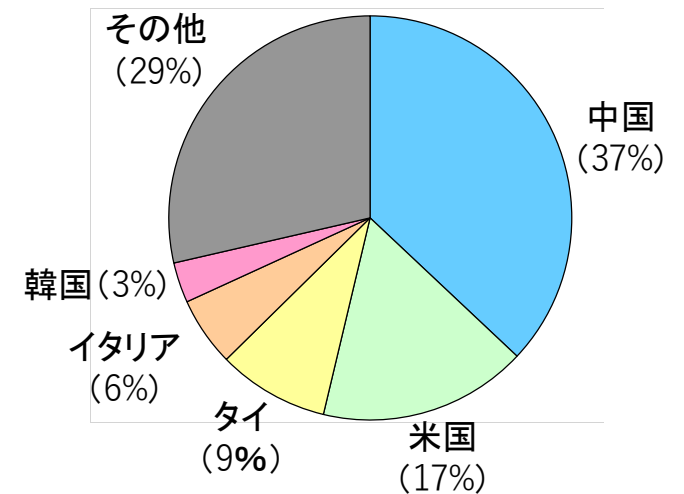
畜産加工食品



水産加工食品



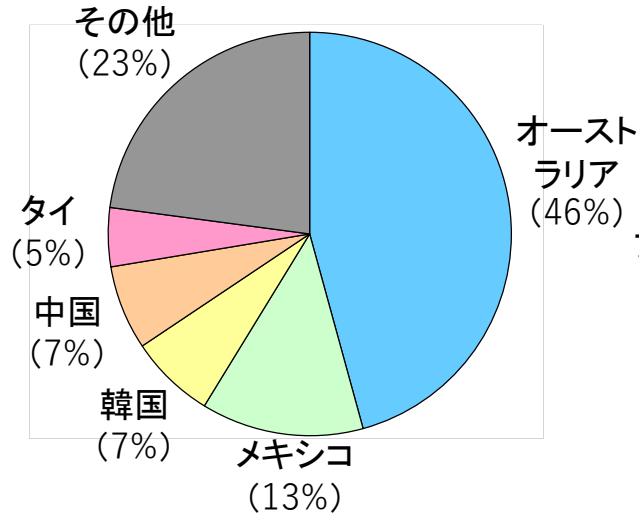
農産加工食品



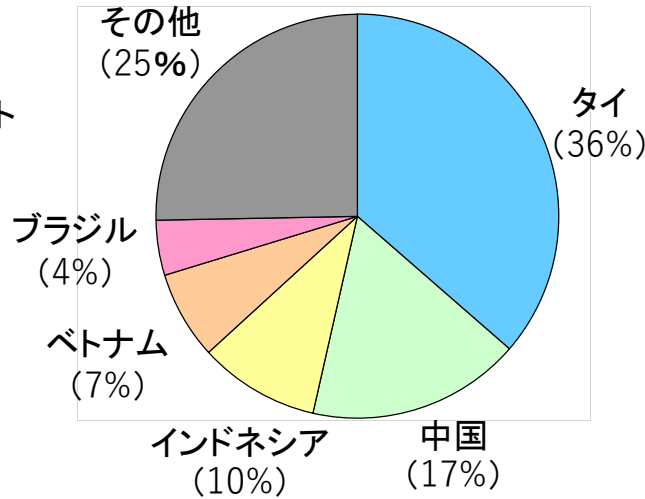
食品別輸入量上位5ヶ国 ② (令和3年度)

※輸入重量ベース

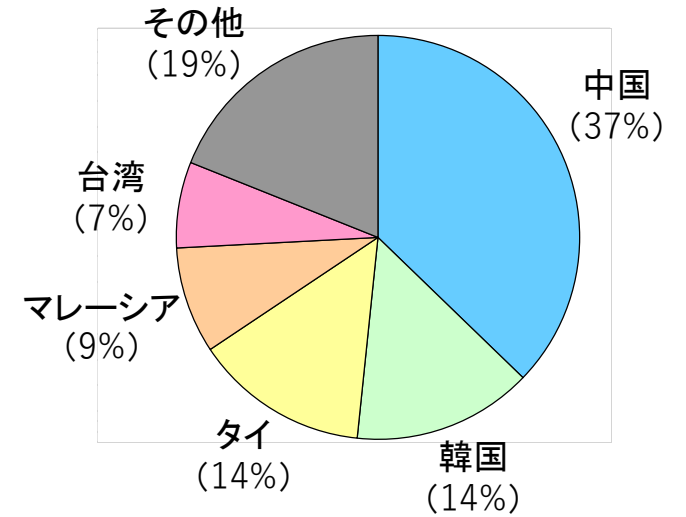
その他の加工食品



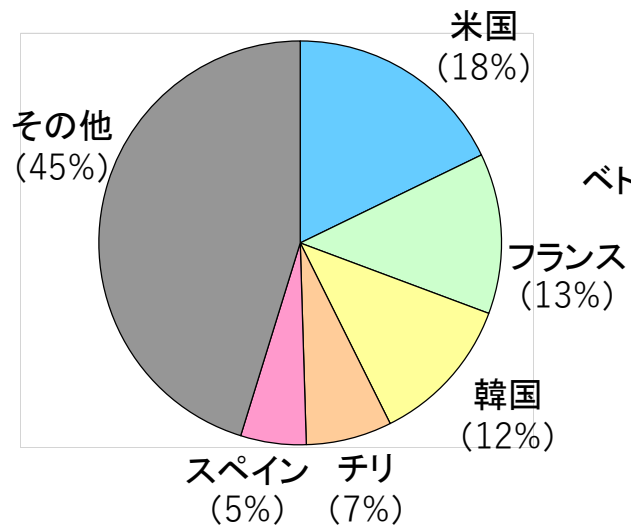
食品添加物



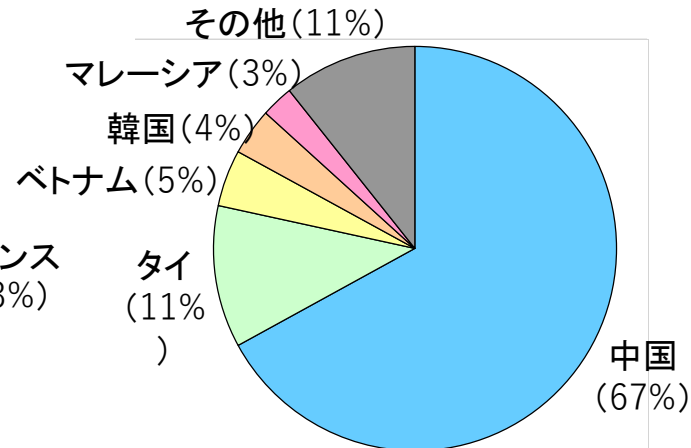
容器包装



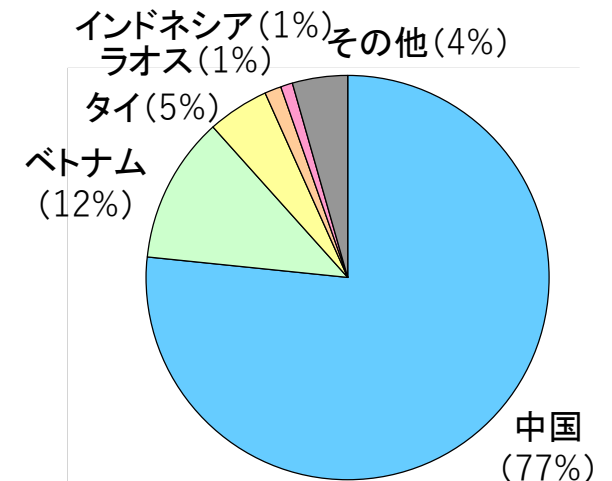
飲料



器具

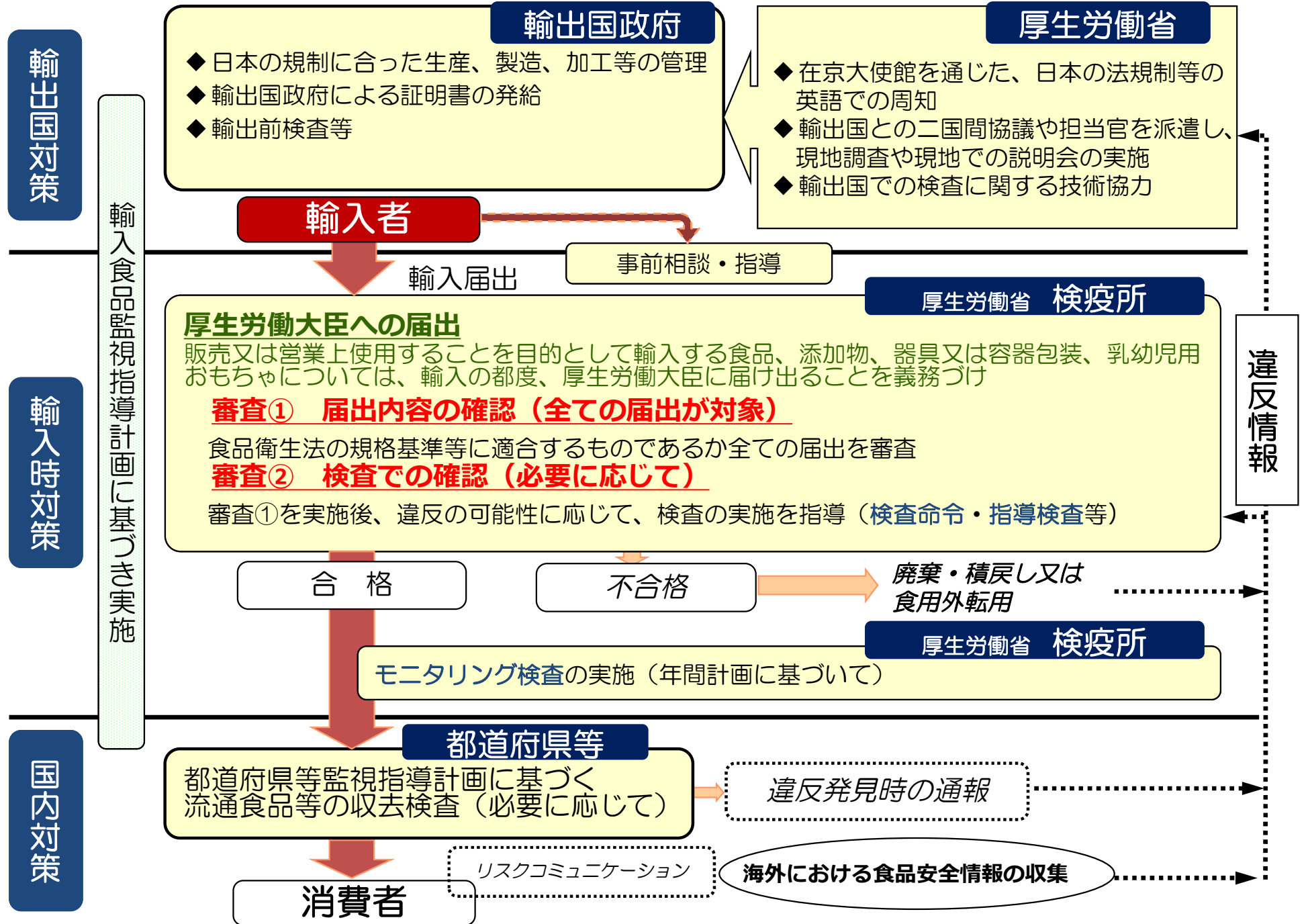


おもちゃ



令和3年度 監視指導結果

監視体制の概要



令和3年度輸入食品監視指導計画監視結果

❖ 届出・検査・違反状況

- ◆ 届出件数 2,455,182 件
- ◆ 検査件数 204,240 件（検査率8.3%）
（検査命令 66,018件、モニタリング検査 49,493件、指導検査等 87,764件）
- ◆ 違反件数 809件（届出件数の0.03%）

❖ モニタリング検査実施状況

- ◆ 計画数延べ99,995件に対し、延べ101,365件実施（実施率約101%）

❖ モニタリング検査強化移行品目

- ◆ 35の国・地域の63品目

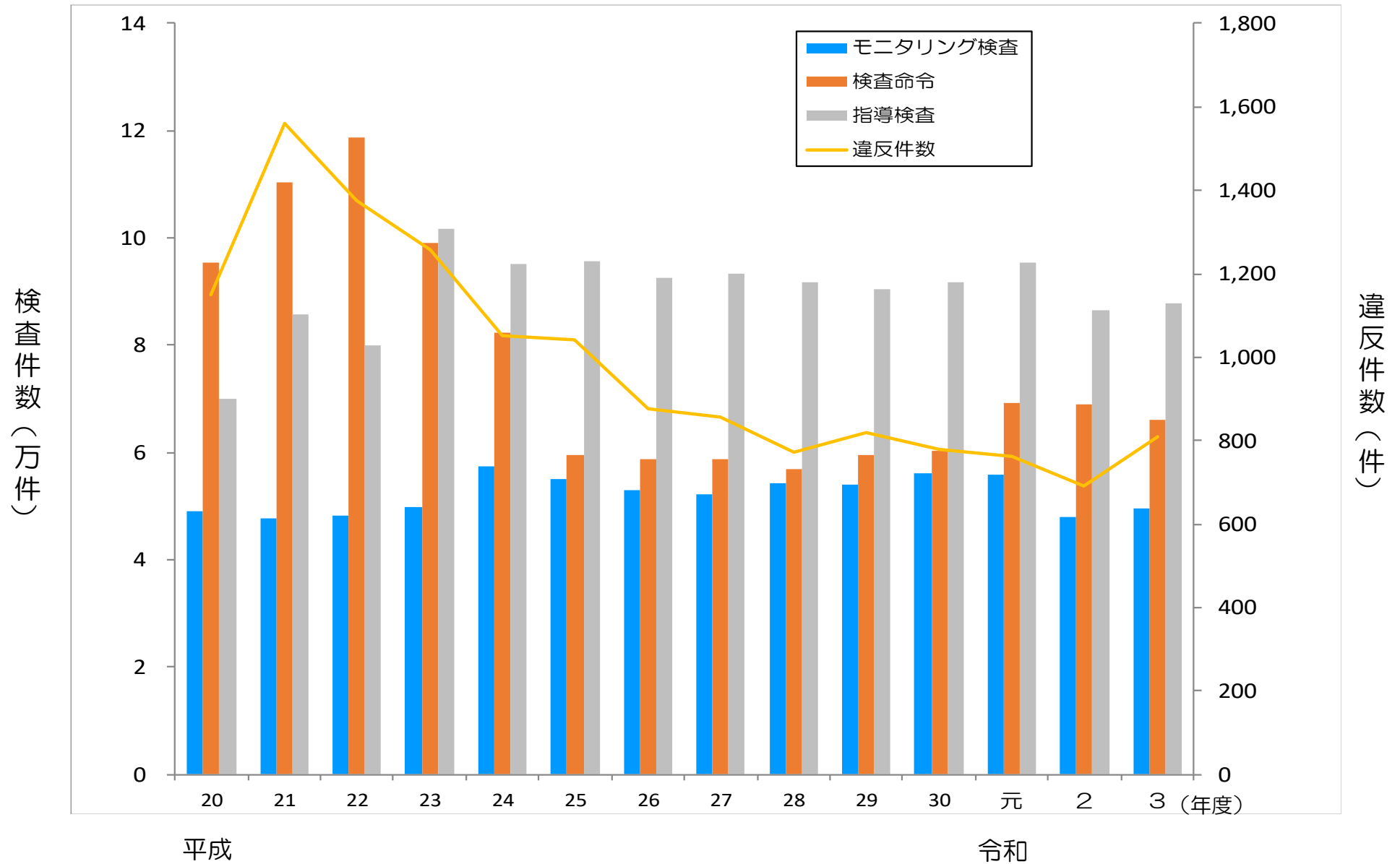
❖ 検査命令移行品目

- ◆ 22の国・地域の28品目

❖ 検査命令対象品目

- ◆ 全輸出国15品目及び38の国・地域の93品目（令和5年3月31日時点）

輸入時の検査・違反件数の推移



主な食品衛生法違反内容（令和3年度）

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品 及び添加物	211（延数） 211（実数）	24.6	アーモンド、とうもろこし、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、二枚貝の下痢性貝毒及び麻痺性貝毒の検出、米、小麦、菜種等の輸送時における事故による腐敗・変敗（異臭・カビの発生）等
10	病肉等の販売等の禁止	5（延数） 5（実数）	0.6	衛生証明書の不添付
12	添加物等の販売等の制限	55（延数） 48（実数）	6.4	指定外添加物（TBHQ、アゾルビン、塩化メチレン、カルミン酸アルミニウムレーキ、サイクラミン酸、酸化亜鉛、パテントブルーV、メタノール、メチルコバラミン、ヨウ素化塩）の使用
13	食品又は添加物の基準及び規格	536（延数） 504（実数）	62.5	農産物及びその加工品の成分規格違反（農薬の残留基準超過、 <i>E. coli</i> 陽性等）、畜水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（安息香酸、ソルビン酸、ポリソルベート等）、添加物の成分規格違反、放射性物質の基準超過、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出等
18	器具又は容器包装の基準及び規格	50（延数） 42（実数）	5.8	材質別規格等の違反
計		857（延数） 809（実数）	※	

※ 1件は第12条違反及び第13条違反

輸入者の営業の禁停止処分

❖ 目的

- ◆ 法違反を繰り返す輸入者等に対し、法違反の原因の改善、再発防止、その他衛生上の必要な措置を講じさせる

❖ 検討開始要件

- ◆ すべての輸入者を対象に、四半期毎に検査実績を調査し、**法違反確定時における直近60件の検査の違反率が5%以上であった場合**、処分の適用を検討する
- ◆ 処分適用の前段として、該当する輸入者に対して、**食品等を輸入する際の安全管理を見直し、再発防止対策を講じるよう指導するとともに**、期限を設けて文書報告を求める
- ◆ 上記指導後においても法違反の状況に改善が見られない場合は、**法第60条第2項に基づく営業の禁停止処分**を講じる

令和4年度 監視指導結果



ここから先は速報値

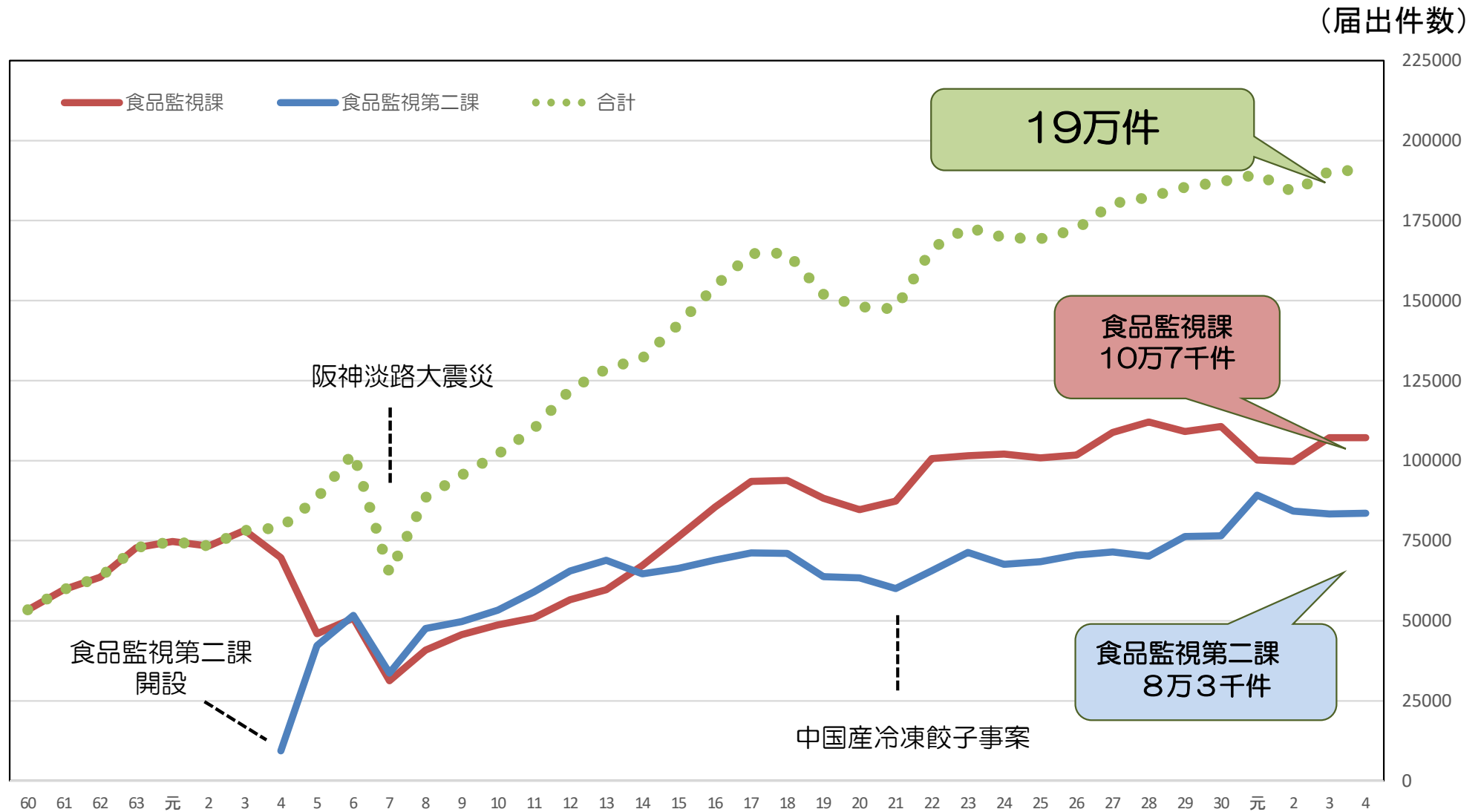
令和4年度輸入食品監視指導計画監視結果

❖ 届出・検査・違反状況（全国）

- ◆ 届出件数 2,400,718件
- ◆ 検査件数 205,680件（検査率 8.4%）
 - ・ 検査命令 63,630件
 - ・ モニタリング検査 50,462件
 - ・ 指導検査等 83,607件
- ◆ 違反件数 756件（届出件数の 0.03%）

（令和5年4月1日現在）

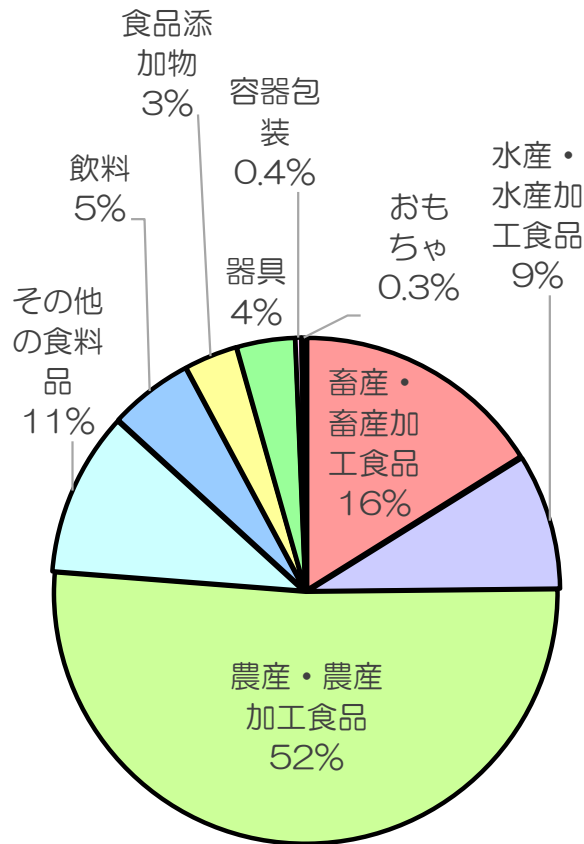
神戸検疫所における輸入状況①



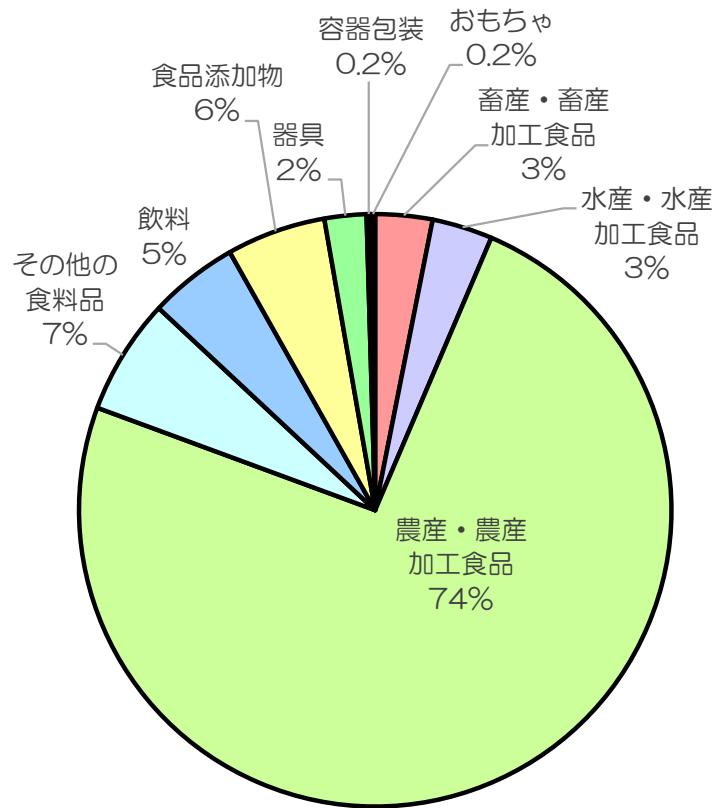
(平成18年までは年次、平成19年以降は年度)

神戸検疫所における輸入状況②

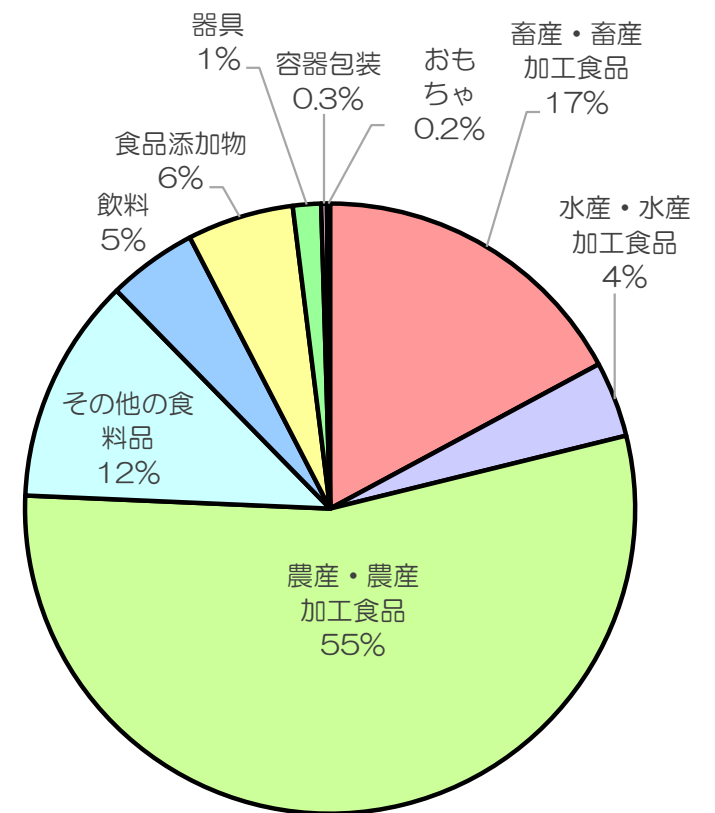
全国



神戸
食品監視課



神戸
食品監視第二課



※輸入重量ベース

神戸検疫所における違反状況

食品監視課（60件） 食品監視第二課（38件）

➡ 届出件数に占める違反の割合 0.05%

- | | |
|------------|-----|
| • 検査命令 | 51件 |
| • 指導検査等 | 42件 |
| • モニタリング検査 | 10件 |

（令和5年4月1日時点）

神戸検疫所における違反内容

違反条文		違反件数 (延数)	構成比 (%)	主な違反内容	主な原因
6	販売を禁止される食品及び添加物	38	37.3	小粒落花生、乾燥いちじく、とうがらし、ナツメグ、ミックスマツ等のアフラトキシンの付着、小麦、米、とうもろこし等の輸送時における事故による変敗・カビの発生、亜麻の種子からのシアン化合物の検出	<ul style="list-style-type: none"> 天候不良 選別不良 航海中の水濡れ 輸入者の認識不足
12	添加物等の販売等の制限	4	3.9	指定外添加物（TBHQ、サイクラミン酸、ヨウ素化塩）の使用	<ul style="list-style-type: none"> 自国向けの誤出荷 衛生管理不良（コンタミネーション） 輸入者の認識不足
13	食品又は添加物の基準及び規格	59	57.8	農産物及びその加工品の成分規格違反（農薬の残留基準違反、大腸菌群陽性等）、水産物及びその加工品の成分規格違反（大腸菌群陽性、E.coli陽性等）、添加物の使用基準違反（ソルビン酸、二酸化硫黄 等）、放射線照射	<ul style="list-style-type: none"> 農薬管理不足（ドリフト等） 温度管理不足（保管時） 衛生管理不足（作業員の手洗い、器具の洗浄不足、取扱温度等） 製造不良（攪拌不足） 輸入者の認識不足
18	器具又は容器包装の基準及び規格	1	1.0	材質別成分規格違反	<ul style="list-style-type: none"> 輸入者の認識不足



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

令和5年度輸入食品監視指導業務説明会

神戸検疫所 食品監視課
食品監視第二課

令和5年4月25日

目次

1. 令和5年度輸入食品監視指導計画
2. 令和5年度検査命令及びモニタリング計画
3. 神戸検疫所からのお知らせ

輸入食品監視指導計画について

❖ 輸入食品監視指導計画について

- ◆ 輸入時の検査や輸入者の監視指導等を効果的かつ効率的に実施し、輸入食品等の一層の安全性確保を図るため、食品衛生法第23条に基づき、**輸入食品等**について**国が行う監視指導**の実施に関する計画を策定するもの。

❖ 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

- ◆ 食品安全基本法第4条において、食品の安全性の確保は、国の内外における食品供給の行程の各段階において必要な措置が適切に講じられることにより行わなければならないとされている。この観点から、**輸出国**、**輸入時**及び**国内流通時**の3段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

令和5年度輸入食品監視指導計画について①

令和5年度の輸入食品監視指導の基本的方向

- ✓ **輸出国、輸入時、国内**各段階での対策を継続して実施
- ✓ より効果的な**モニタリング検査の実施**に努め、必要な体制整備を検討
- ✓ 輸入時検査を中心とした監視体制に加え、**輸出国での生産段階の安全性**を確保する取組を継続

令和5年度輸入食品監視指導計画について②

輸出国における衛生管理対策の推進

① 我が国の**食品衛生規制の周知**

② **二国間協議、現地調査等**

- ・ 検査命令対象食品等の輸出国の生産等の段階における衛生管理等の対策強化を推進
- ・ 経済連携協定締結国等の食品衛生に係る情報収集
- ・ BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保
- ・ HACCPに基づく衛生管理や衛生証明書の添付が求められる食品の輸出国における生産等の段階での衛生管理対策の確認等

③ 輸出国における監視体制の強化に資する**技術協力等**

令和5年度輸入食品監視指導計画について③

輸入時の監視指導のポイント

① 輸入者への自主的な衛生管理の実施

- ・ いわゆる健康食品に対する健康被害情報の確認や指定成分等含有食品の指導
- ・ 食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度に関する周知及び指導
- ・ 輸入届出の内容と実際の貨物が同一であることの確認の指導

② モニタリング検査の実施

- ・ 残留農薬等のポジティブリスト制度による残留農薬検査等の継続
- ・ 食中毒事例や病原微生物等の健康被害発生の高いと考えられる項目の重点的な検査
- ・ 違反状況、海外情報等に応じたモニタリング検査の実施

③ モニタリング検査以外の行政検査の推進

④ 検査命令の実施

⑤ 包括的輸入禁止措置の検討

⑥ 海外からの問題発生情報等に基づく緊急対応

目次

1. 令和5年度輸入食品監視指導計画
2. 令和5年度検査命令及びモニタリング計画
3. 神戸検疫所からのお知らせ

輸入時における検査制度

❖ 指導検査等

- ◆ 農薬や添加物等の**使用状況**や同種の食品の**違反情報**等を参考として、輸入者の**自主的な衛生管理**の一環として、国が輸入者に対して**定期的**な（初回輸入時を含む）実施を指導する検査等

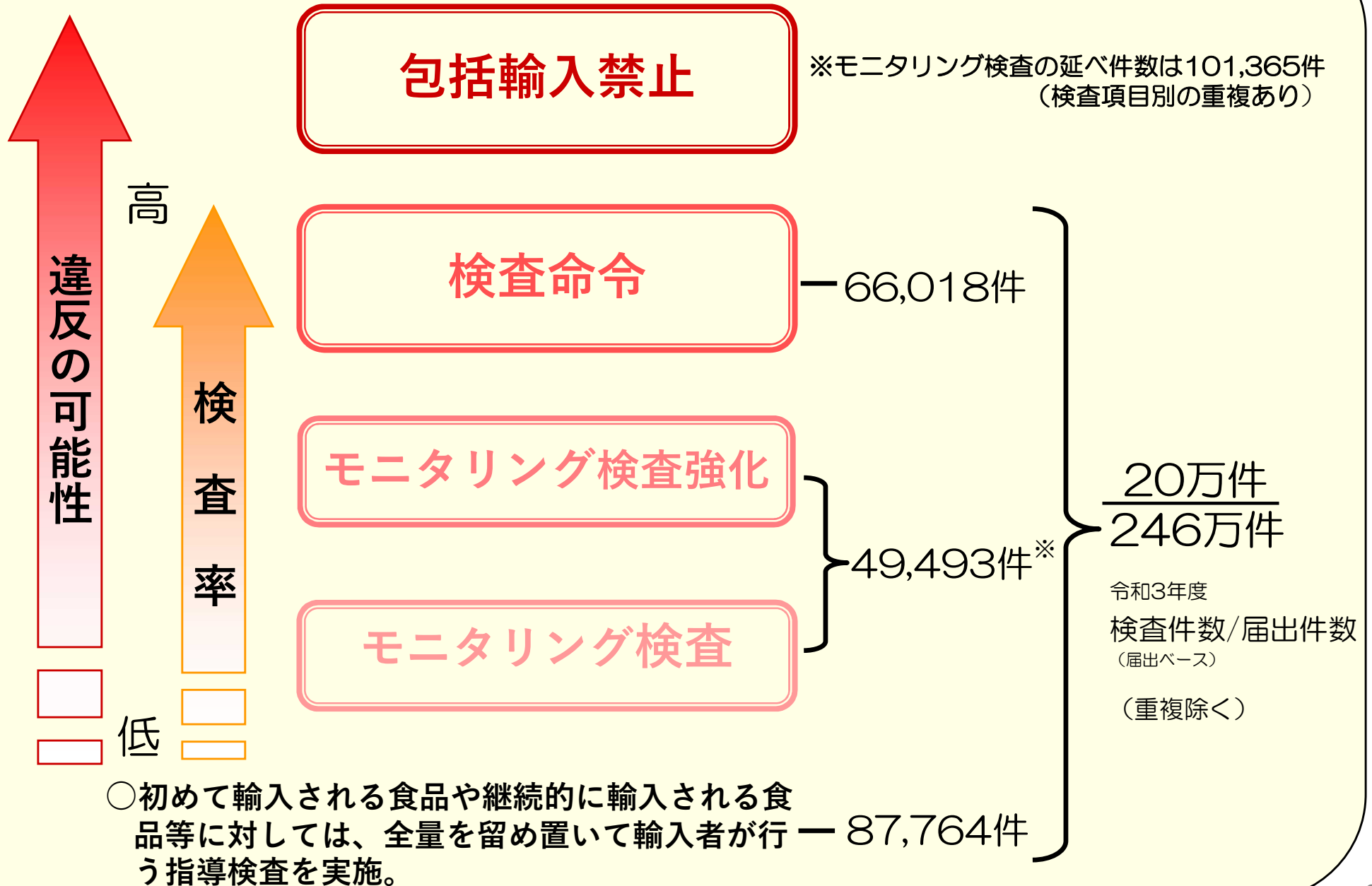
❖ モニタリング検査

- ◆ 多種多様な輸入食品について、食品衛生上の**状況について幅広く監視**し、**必要に応じて**輸入時検査を強化する等の**対策を講じる**ことを目的として、国が年間計画に基づいて実施する検査
- ◆ 国が費用負担、検査結果の判明を待たずに輸入可能

❖ 検査命令

- ◆ 自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、**法違反の可能性が高い**と見込まれる食品等について、輸入者に対し、輸入の**都度**、実施を命じる検査
- ◆ 輸入者が費用負担、**検査結果判明まで輸入不可**

輸入時の検査体制の概要



厚生労働大臣による検査命令

健康被害の発生

健康被害発生の恐れ

腸管出血性大腸菌O157、アフラトキシン等（同一の生産国又は製造者並びに加工者からの同一の輸入食品を対象）

違反

直ちに検査命令

残留農薬
動物用医薬品

違反

モニタリング検査
頻度アップ

違反

違反の可能性が高い
と判断される場合
検査命令

検査命令解除

輸出国の**再発防止策の確立**等違反食品が輸出されることのないことが確認された場合等

令和5年度における変更点（検査命令）①

※別表1について

対象国・地域	品目	検査項目	変更点
台湾	食品	サイクラミン酸	別表1より 削除
全輸出国	ピスタチオナッツ	アフラトキシン	試験品採取の 記載方法
全輸出国	ブラジルナッツ、アーモンド、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギ	アフラトキシン	試験品採取の 記載方法
インドネシア	コーヒー豆及びその加工品	イソプロカルブ	試験品採取の 記載方法
中国	そば（粉を含む。）	ハロキシホップ	試験品採取の 記載方法
中国	そば（粉を含む。）	アフラトキシン	試験品採取の 記載方法

検査命令品目一覧（以下HPの1 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施についての別添1）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31163.html

令和5年度における変更点（検査命令）②

- 2. 別添2の1

- (1)これまでの検査実績等を踏まえ、台湾産食品のサイクラミン酸の項を**削除**する
- (2)別表4で食品(アフラトキシン)検査命令対象製造者を示している対象国及び項目を「(1)対象国における対象食品を含む食品(アフラトキシン)別表4に掲げる製造者で製造されたもの。」として集約する。

- 3. 別表 11 中国産食品のサイクラミン酸

これまでの検査実績等を踏まえ、**特定の製造者を削除**する。

- 4. 別表 13 ベトナム産食品のサイクラミン酸

これまでの検査実績等を踏まえ、**特定の製造者を削除**する。

- 5. 上記の他、検査命令対象食品等の各別表の順序など所要の修正

令和5年度モニタリング検査について

モニタリング検査計画数 約100,000件

検査項目	令和4年度計画件数	令和5年度計画件数 (概数)
残留農薬	27,570	26,440
成分規格（大腸菌群等）	14,360	 14,370
添加物	11,950	 12,290
病原微生物（リステリア等）	14,850	 15,150
抗菌性物質等	12,190	12,090
カビ毒（アフラトキシン等）	7,570	 8,080
遺伝子組換え	860	 930
放射線照射	650	650
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000	10,000
合 計	100,000	100,000

モニタリング検査の件数は、

- ① 統計学的手法に基づき、特定の食品群に1%以上の違反食品が含まれている場合、一定の信頼度（95%）で、1件以上の違反を発見することができる検査件数（299件）を基本としつつ、
- ② さらに、輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危害度を勘案し、171の食品群ごと、残留農薬等の検査項目ごとに、設定している。

目次

1. 令和5年度輸入食品監視指導計画
2. 令和5年度検査命令及びモニタリング計画
3. 神戸検疫所からのお知らせ



届出実績番号の呼び出し機能

I F B 業務において、届出実績番号による
情報呼出しが実施可能になりました

※輸入者コードを有する輸入者のみ

ただし一部の**項目**は出力しない仕様

①共通部

「届出種別」「届出番号」「積込港」「積込年月日」「保管場所」「保管場所名」「貨物の記号1～4」「B/L番号」「積載船（機）」「事故の有無」等・・・

②欄部

「届出種別」「継続」「積込数量」「積込重量」「衛生証明書番号」

製造者、製造所、輸出者及び包装者コード

- ◆ 食品等の輸入届出手続きにおいて記載する各事業者の名称及び住所をコード化
 - 名称及び住所の入力の省力化
- ◆ 食品の種類毎に使用できるコードは次のとおり

NACCS端末のIFA業務にコード検索機能を追加しているのでご活用ください

コード種別 \ 食品種別	食肉以外の未加工の食品	食肉及び食肉製品以外の加工食品、添加物、器具・容器包装、おもちゃ	食肉	食肉製品
製造者・製造所(A)コード		○		
製造者・製造所(B)コード			○	○
輸出者コード	○		○	
包装者コード	○		○	

◆ コードの掲載場所

NACCS掲示板➢業務コード集➢輸入食品監視支援業務関連コード

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/code/fains-code.html>

◆ コードの新規作成について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00020.html

違反貨物の輸入者面談について

コロナ禍により控えていた対面での面談について再開いたします

新型コロナウイルスの影響前に実施していた**輸入者、通関業者、検疫所**3者での違反貨物に関する面談を行いますので輸入者様への**周知**をお願いいたします。

違反貨物の報告書等について

違反貨物の改善報告や措置関係の書類について、
現在 **F A X** 及び **メール** にて報告を受け付けて
おります。

- **FAX番号は神戸検疫所のホームページに掲載**
- **メールアドレスについては受け渡しチェックリストに掲載
(HP上での公開はしていません)**

食品等輸入届出書備考欄 の記載について

神戸検疫所

食品監視課

食品監視第二課

備考欄の統一化に向けて

備考欄については**自由入力**であるため、届出ごとに入力内容が多種多様となっており、**必要事項が網羅されていない**事例もあります。

このため、安全確認に必要な事項を整理し、入力内容に一定のルールを設けることにより、輸入食品等の安全に関わる確認事項を輸入者が**把握しやすく**するとともに、検疫所による迅速な審査を目指すものです。

ここに示した記載の入力方法でなければ手続きができないものではありませんが、必要事項が網羅されていないものは**審査が保留**になりますので、スムーズな手続きのためにも届出時にご利用ください。

基本的な備考欄共通記載事項

1. 検査について

<命令>

- 検査命令対象品目の場合。

<毎回検査：放射性物質>

- 通知に基づき届出の都度毎回検査の場合、検査項目とあわせて入力。

<検査待ち：61012345678-1>

- 他届出（他港含む）で更新中の場合、その届出番号。

継続欄／実績番号欄

- 次ページ整理表参照。

基本的な備考欄共通記載事項

重要

1. 検査について

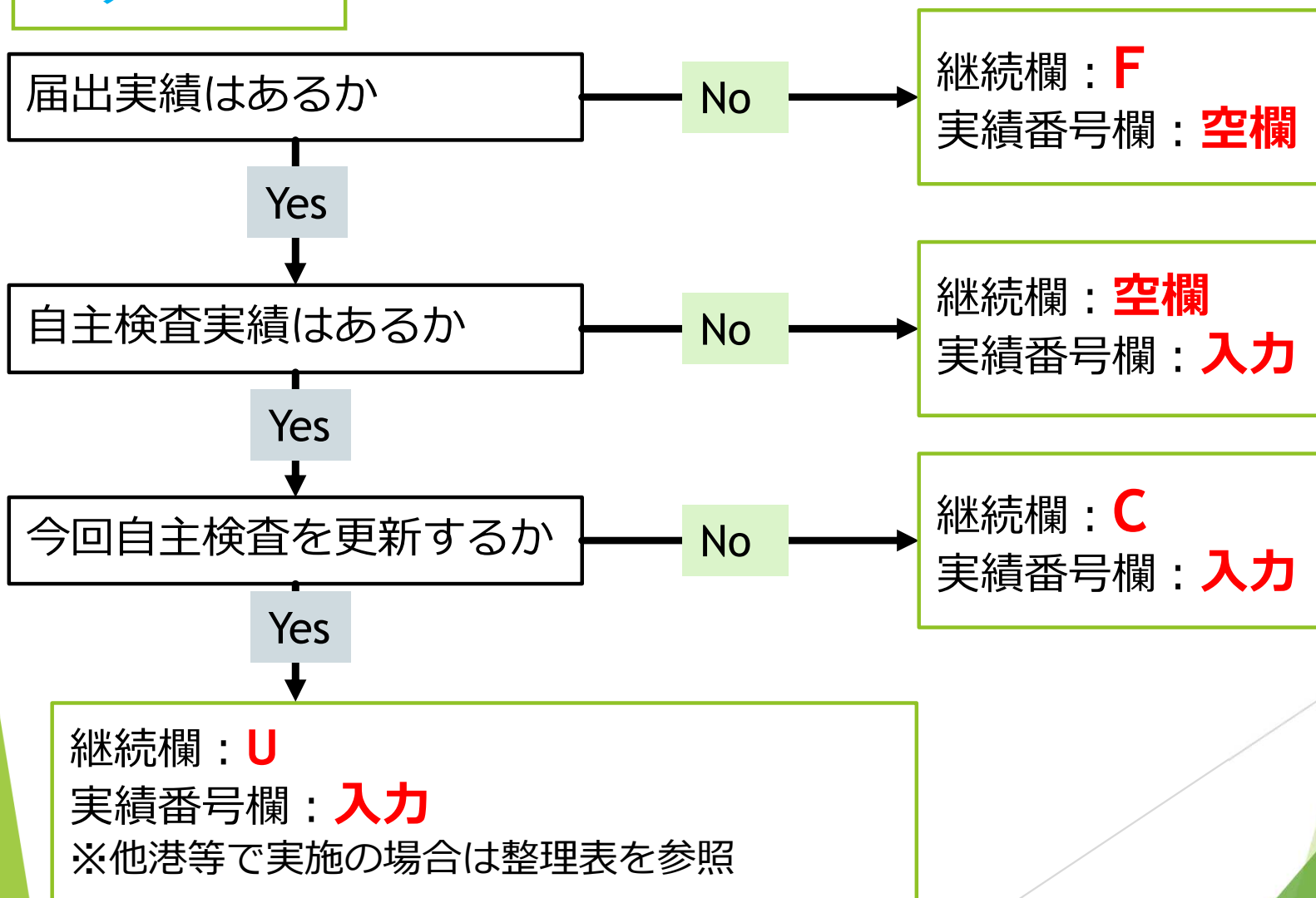
< 整理表 >

貨物の状況	継続欄入力	実績番号欄入力	備考欄入力
初回（新規）輸入の貨物 （輸入者が本邦初輸入） ※いわゆる「初回」	F (first)	空欄	なし
過去に届出した実績があり、 有効期間内 の自主検査実績があるもの（必要な検査項目全てを実施済） ※いわゆる「継続」	C (continue)	入力 （ 前回検査実施 時が望ましい）	なし
過去に届出した実績があり、当該貨物で自主検査を更新する貨物（届出の都度毎回検査の場合を除く） ※いわゆる「更新」	U (update)	入力 （ 前回検査実施 時が望ましい）	なし
過去に届出した実績があり、当該貨物以外で自主検査を更新する貨物（他港等で更新中）	空欄	入力 （ 前回検査実施 時が望ましい）	更新中の届出番号を入力 例：〈検査待ち：61012345678-1〉
過去に届出した実績があり、自主検査を実施していない貨物 ※いわゆる「実績あり」	空欄	入力 （ 直近 のものが望ましい）	なし

基本的な備考欄共通記載事項

1. 検査について

<フロー>



基本的な備考欄共通記載事項

2. 原材料・材質について

ERP=5%

- 原材料の割合（使用%）が必要な場合。例は赤とうがらしを5%使用。

EPO(IT)

- 原材料の原産国が必要な場合。例はイタリア産ピスタチオを使用。

ZZZ=タンパク加水分解物（大豆）

- ZYY, ZXXで原材料・材質欄（全角10字）に入りきらない場合。

原材料続き：食塩、砂糖、しょう油

- 原材料が30個を超える場合。なお30欄目にはZZZを記載。

3. 添加物について

111301=0.30g/kg

- 添加物の割合（使用%）が必要な場合。例はスクラロースを0.30g/kg使用。なお製品ではなく原料中に含む場合は、その対象食品が分かるように。

添加物続き：植物レシチン、ミツロウ

- 添加物が30個を超える場合。なお使用基準のあるものを優先して添加物欄へ記載。

基本的な備考欄共通記載事項

4. その他事項（通知に基づく確認事項や補足事項）

製造者住所続き：GUANGDONG,CHINA

- 製造者等の名称、住所や製法が入りきらない場合。

用途：業務用

- 用途コード9（その他）を使用した場合は、具体的な使用方法

香料適法

- 香料を使用している場合等、詳細は別添参照。

NO RADIO, NO竜江河

- 特定の通知の対象の場合等、詳細は別添参照。

備考欄入力の注意点

- 番号順に優先順位とし、順に入力。
- 自由入力欄の大部分は**日本語**入力可能。
- 社内管理記号等の届出に関係の無い情報を入力することはお控えください。



高

1. 検査について

2. 原材料・材質について

3. 添加物について

4. その他事項（通知に基づく
確認事項や補足事項）

低

備考欄入力 の 注意点

<入力例>

IFC H61 種別 N 届出番号 63000000050

欄番号 01 品目 G510200 チョコレート類

用途 9 包装 KPE 継続 F 積込数量 15 CT 積込重量 60.00 kg

衛生証明 遺伝子

登録番号 (事前) (品目) (安全)

No	原材料	原材料名	添加物	添加物名
1	GSG	砂糖	571202	植物レシチン
2	ZYY	カカオニブ	122201	二酸化チタン
3	ZYY	カカオバター	131502	ソルビン酸カリウム
4	EPO	ピスタチオナッツ		
5	GSY	シロップ		
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

製造方法 700 原料-混合-微粒化-精練-調温-充填-コーティング-冷却-型抜-包装

届出実績番号 -

商品名・ブランド名

備考

1. 検査について

2. 原材料, 材質

3. 添加物

4. その他事項

4. その他事項

参考情報

① IIF→IFAの情報利用

・ IFAにて入力する際に、IIFの情報を展開できます。詳しくは次スライド及びNACCS掲示板内の以下のリンクをご確認ください。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/files/00139243/FAINS.pdf>

② 各業務の入力例や業務フロー

・ NACCS掲示板に「虎の巻 ～FAINSマスター～」が掲載されています。業務の参考にご利用ください。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/qanda/toranomaki/tora-ifa.html>

参考情報

IIFで照会した情報の利用



IIFで照会した情報をIFAに展開する

食品等輸入届出情報照会情報

共通部 総務部

検索号 01 検索区 右クリック

① 品目 J110101 飲食器具：着色ガラス

用途 1 包装 KPR 継続 F 積込数量 10 - PS 積込重

衛生証明 遺伝子

登録番号 (事前) (品目) (安全)

原材料	添加物
1 RLA - ガラス	1
2	2

- 元に戻す(U) Ctrl+Z
- 切り取り(T) Ctrl+X
- コピー(C) Ctrl+C
- 貼り付け(P) Ctrl+V
- ④ 行のコピー(K)
- 行の貼り付け(H)
- 行の挿入(I)
- 行の削除(R)
- 画面クリア(D)
- 表データの保存(G)
- 全チェックボックスをチェックする(O)
- 全チェックボックスのチェックを解除する(N)
- フィールド属性表示(F)
- 業務リンク(L)

- ① IIFの繰返し部 品目欄で右クリック
- ② 行のコピーをクリック
- ③ IFAの繰返し部 品目欄で右クリック
- ④ 行の貼り付けをクリック
- ⑤ IFAの繰返し部の項目が補完される

IFA 食品等輸入届出事項登録

共通部 総務部

検索号 01 ③ 右クリック

⑤ IIFの情報を補完

品目 J110101

用途 1 包装 KPR 継続 F 積込数量 10 - PS 積込重量 1.00 kg

衛生証明 遺伝子

登録番号 (事前) (品目) (安全)

原材料	添加物
1 RLA - ガラス	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10

参考情報（実績情報の反映）

NACCSパッケージ

IFB 食品等輸入届出事項呼出し

ファイル(E) 編集(E) 業務(B) 表示(V) オプション(O)

元に戻す 切り取り コピー 貼り付け 外部ファイルを開く 名前を付けて保存 印刷

新規業務画面 送信 送信フォルダーに保存 添付ファイルの追加

システム識別
入力食品監視支援業務

入力情報特定番号

添付ファイル

ファイル名	サイズ
-------	-----

入力項目ガイド

業務メッセージ

コード	内容
-----	----

業務固有情報

届出番号

届出実績番号

	-	
	-	
	-	
	-	
	-	
	-	
	-	
	-	

暗証記号

共通管理番号

① 1番目の実績番号の共通部情報をIFAに出力する。

②-1 IFB実施者と、実績番号の届出者が一致していない場合はエラーとする

②-2 暗証記号が入力された場合は、実績番号の輸入者符号と暗証記号（F016A）に登録されている輸入者符号が一致していない場合はエラーとする

※実績番号と共通管理番号の同時入力による呼出しは可能（共通管理番号呼出し対象項目については、共通管理番号の情報を優先して出力する）

ここからはエクセル資料について
解説しますので
お手元にご用意お願いいたします

いわゆる先行サンプル及び外国公的検査機関で取得した成績書の取扱いについて

届出の都度、成績書を添付しなくても、成績書提出時の届出内容を活用することができます。

従前

- いわゆる先行サンプル及び外国公的検査機関で取得した成績書（以下、先行サンプル成績書等という。）については、原則、届出の**都度**、届出への添付をお願いし、内容を確認していた

今後

- 先行サンプル成績書等取得後の初届出の際は、届出へ**成績書の添付**をお願いします（従来通り）
- 上記の際に、**備考欄**へ検査に関する内容（検査機関名又は外国公的検査機関コード、成績書No、検査項目、発効日、数値が出たものはその値、検出であればその旨）を**記載**する
- 次回届出の際に、上述の実績を**実績番号に入力**していれば、成績書の都度添付がなくても、実績を活用して確認完了とします

先行サンプルの例

現行

届出実績番号	666666666666 - 1
商品名・ ブランド名	Monosodium L-Glutamate
備考	

必須ではない

品名

使用基準などのみ

+ 毎回添付 (成績書)

今後

届出実績番号	666666666666 - 1
商品名・ ブランド名	Monosodium L-Glutamate
備考	HK20006, 2023100147JP, 20230304, 規格

成績書を添付した際の届出番号を入力

公的検査機関番号

成績書番号

成績書発行日

検査項目

+ 添付 (最初の1回だけ)

他社成績書を転用した際の 承諾書及び成績書の取扱いについて

届出の都度、承諾書及び成績書を添付しなくても、資料提出時の届出内容を活用
することができます。

従前

- A社がB社の取得した成績書を、B社承諾のうえで使用して届出する際、B社→A社への承諾書と転用する成績書について、原則、届出の**都度**、届出への添付をお願いし、内容を確認していた



今後

- 初めて他社成績書を転用する際は、**承諾書**と**転用する成績書**の届出への**添付**をお願いします（従来通り）
- 上記の際に、**備考欄**へ「承諾書提出の旨、転用成績書の検査項目、発効日、数値が出たものはその値、検出であればその旨」を**記載**する
- 次回届出の際に、上述の実績を**実績番号**に入力していれば、承諾書と転用する成績書は都度添付しなくても、実績を活用して確認完了とします

成績書転用の例

現行

届出実績番号	666666666666 - 1
商品名・ ブランド名	OISHI KARAAGE
備考	SoA150mg/kg使用

初回・直近じゃない

品名

成績書を毎回添付するため、使用基準のみでOK

+ 毎回添付 (成績書・転用書)

今後

届出実績番号	666666666666 - 1
商品名・ ブランド名	OISHI KARAAGE
備考	成績書使用許諾書提出済 規格、SoA、CYC 20230304 ソルビン酸(検出：100mg/kg 使用：150mg/kg)

転用書と成績を添付した届出番号を入力

許諾書提出の旨

成績書での検査項目

成績書発行日

検出値、使用基準

+ 添付 (最初の1回だけ)

器具、容器包装及びおもちゃの届出における備考欄の記載について

従前

- 器具及び容器包装の場合、備考欄へ以下の記載をお願いしてきた
パーツ毎の色、規格の情報（容量、深さ、加熱用調理器具か否か等）
- おもちゃの場合、原則、以下の記載をお願いしてきた
PVC,PU,ゴム使用の有無、可塑化材質の有無、規制対象フタル酸エステルの有無（いわゆる検査3材質）
- 上記にプラスして、事業者によっては、パーツ毎の材質などを記載している
- 上記届出を実績としていただくことで、次回以降の商品の特定に活用していた

統一化を踏まえ今後

- 初回届出時に、届出へ商品を特定できる情報（特定可能な**商品名**、**品番等**）を記載していれば、左記に記載した事項の備考欄への記載がなくても、審査終了とします
- ※商品を特定できる情報がないときは、**成績書番号**を備考に記載して代えることができます
- ※今後、初回届出時に、アイテムを特定できる情報以外の事項の記載がある時は削除をお願いすることがあります
- ※**備考欄統一の項で説明した事項**及び**ポジティブリスト**への適合性については、引き続き備考欄への記載が**必要**なのでご注意ください

器具、容器包装の例

型番

品名

現行

商品名・
ブランド名
備考

A123456,B123456,C123456 VERY EASY CANISTER A800/B800/C800

KPS=LID INSIDE(ABS)/WHITE, KLA=BODY/TRANSPARENT(深さ2.5cm以上,1.1L未満,加熱用ではない),
KRB=SEAL/SEMI-TRANSPARENT 成績書NO:AA12345678JP ポジティブリスト適合

材質コードと一致しない場合の補足、
使用対象部位、色、規格情報

成績書No PL適合性

今後

商品名・
ブランド名
備考

A123456,B123456,C123456 VERY EASY CANISTER A800/B800/C800

KPS=ABS ポジティブリスト適合

おもちゃの例

品名

型番

成績書NO

現行

商品名・
ブランド名
備考

TAKOYAKI KURUKURU SET

<NO可塑> NO.123456JP TAKOYAKI KURUKURU SET(AB112233/2023-01-05)

組成:KCL=FABRIC,KPR=PAPER,KPE=PE,KPP=PP,KPZ=他 (1)PVC,PU,RUBBER:未使用,(2)可塑化材質:無し,(3)規制対象フ
タル酸エステル:未使用

材質コードの詳細 (全てに対して記載)

検査3材質への該当性

今後

商品名・
ブランド名
備考

NO.123456JP TAKOYAKI KURUKURU SET

KPZ=他

ご清聴ありがとうございます
ございました

令和5年度 輸入相談業務について

令和3年度 輸入食品等相談による違反該当事例

神戸検疫所 食品監視課

生産国	品目名	違反該当内容	条文
米国	調味料 チリホットソース	安息香酸ナトリウムの対象外使用	13
インドネシア	調味料 チリソース(B……)	安息香酸ナトリウムの対象外使用	13
インドネシア	調味料 チリソース(B……)	指定外添加物(カルボキシメチルセルロース)の使用	12
インドネシア	調味料 チリソース(A……)	安息香酸ナトリウムの対象外使用	13
デンマーク	粉末清涼飲料水 粉末紅茶	指定外添加物(ケイ酸アルミニウムナトリウム)の使用	12
フィリピン	健康食品 コラーゲンサプリメント	指定外添加物(L-システイン)の使用	12
ベルギー	いったコーヒー豆及びそれをひいたコーヒー豆 カプセルドリップコーヒー	三二酸化鉄の対象外使用	13
ベトナム	粉末清涼飲料水 インスタントコーヒー	指定外添加物(ヨウ素酸カリウム)の使用	12
米国	健康食品 ビタミンC	安息香酸ナトリウムの対象外使用	13
ベトナム	即席めん 米粉麺	食用黄色4号タートラジンの対象外使用	13
イタリア	生鮮オレンジ	指定外添加物(酸化ポリエチレンワックス)の使用	12
ベトナム	清涼飲料水 ……………ジュース	ソルビン酸カリウムの対象外使用	13
中国	菓子類 クラッカー ……………じゃがいも	指定外添加物(ポリアクリルアミド)の使用	12
ベトナム	即席めん 添付の調味油ソース	ソルビン酸カリウムの対象外使用	13

令和4年度 輸入食品等相談による違反該当事例

神戸検疫所 食品監視課

生産国	品目	違反該当内容	条文
オーストラリア	その他食品:乳製品を一切含まないチーズ (A・70g)	ソルビン酸の対象外使用	13
オーストラリア	その他食品:乳製品を一切含まないチーズ (B・200g)	ソルビン酸の対象外使用	13
オーストラリア	その他食品:乳製品を一切含まないチーズ (C・200g)	ソルビン酸の対象外使用	13
インドネシア	調味料レッドチリソース	ソルビン酸カリウムの対象外使用	13
	調味料オニオングリーンチリソース		
	調味料ガーリックチリソース		
	調味料レモングラスソース		
	調味料アンチョビソース		
	調味料小イカソース		
	調味料ツナソース		
調味料カツオソース			
オーストラリア	清涼飲料水 炭酸コーヒー飲料	塩酸キニーネ(指定外添加物)	12
		ソルビン酸カリウム(対象外使用)	13
ベトナム	清涼飲料水 豆乳(SOY MILK)	指定外添加物 ヨウ素使用 (原料の食塩に添加されている)	12
	清涼飲料水 カルシウム豆乳(CALCIUM SOY MILK)		
台湾	その他ゆり科野菜 生鮮 黄にら	プロフェノホス 基準値を超え検出 (現地成績書)	13
スペイン	その他の農産加工品 ブラックオリーブ瓶詰め	グルコン酸第一鉄 (使用基準不適合)	13
タイ	清涼飲料水 エナジードリンク	D-Panthenol(指定外添加物) 別名:プロビタミンB5、ビタミンB5の使用	12
マレーシア	清涼飲料水 麦芽飲料 Original	ヨウ素酸カリウム;Potassium iodate使用 (指定外添加物)	12
	粉末清涼飲料 麦芽飲料粉状 Original		
	粉末清涼飲料 麦芽飲料粉状 Lite		
	粉末清涼飲料 麦芽飲料粉状 Cereal		
マレーシア	清涼飲料水 麦芽飲料Original	炭酸水素カリウムE501(ii) (対象外使用)	13
	粉末清涼飲料 麦芽飲料粉状 Original		
	粉末清涼飲料 麦芽飲料粉状 Lite		
	粉末清涼飲料 麦芽飲料粉状 Cereal		

注意点（ポイント）

① 指定外添加物

→ **和名、英名、物質名、別名**などの情報を
製造者へ確認 CAS番号など・・・

（別名で原材料表に明記されていることがあります）

② **品目分類**（**対象食品**）

③ 添加物の対象外使用

→ 添加物の**使用基準**を確認

食品のページで、「食品添加物」と、その使用基準のHPの検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/

言語切替 日本語 ? 点字ダウンロード サイト閲覧支援ツール起動 (ヘルプ) 文字サイズの変更 標準 大 特大 English site

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索 検索

健康・医療 食品

- 災害関連情報
- トピックス
- 重要なお知らせ
- 施策情報
- 各施策情報
- 国民参加の場
- 便利な資料
- 関連審議会・検討会等
- 政策分野関連情報
- 政策分野に関連のサイト

食品の安全性確保を通じた国民の健康のために

食中毒の防止に万全を期すとともに、食品中の農薬残留基準などの各種基準の策定に取り組むなど、私たちが毎日、口にする食品の安全性を確保するための施策を行っています。

English

政策について

- 分業別の政策一覧
- 健康・医療
 - 健康
 - 食品
 - 医療
 - 医療保険
 - 医薬品・医療機器
 - 生活衛生
 - 水道
 - 子ども・子育て
 - 福祉・介護

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/suido/index.html

- ▶ [消費者向け情報](#)
- ▶ [事業者向け情報](#)
- ▶ [行政機関向け情報](#)
- ▶ [医師・医療機関向け情報](#)
- ▶ [子ども向け情報](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

各施策情報

[食中毒](#)

食中毒予防のためのポイントや食中毒統計情報などを紹介しています。

[食品添加物](#)

食品添加物について、そのルールや安全性の確認方法について紹介しています。

[HACCP](#)

安全な食品を製造するための衛生管理手法である「HACCP」について、導入の手引きや関係法令を紹介しています。

[残留農薬](#)

基準を超えて残留する食品の販売、輸入が禁止されている制度「ポジティブリスト制度」や残留基準の設定方法を紹介しています。

[輸入食品](#)

輸入食品に関する手続きや関係法令、厚生労働省における取り組みを紹介しています。

[バイオテクノロジー応用食品](#)

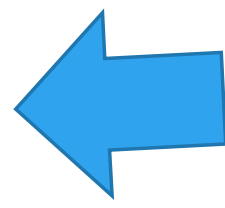
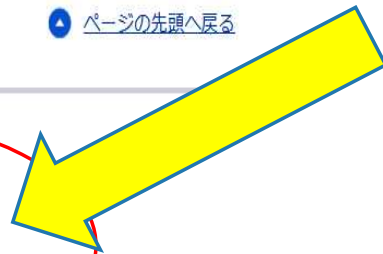
どのようにして安全性の確認をしているのかなど、審査状況や関連資料等を紹介しています。

[輸出食品](#)

厚生労働省所管の輸出関連手続について、関連通知や取扱施設を紹介しています。

[器具・容器包装・おもちゃ](#)

器具・容器包装・おもちゃに関する規格基準や規制のあり方に係る検討会の情報を紹介します。



駄菓子



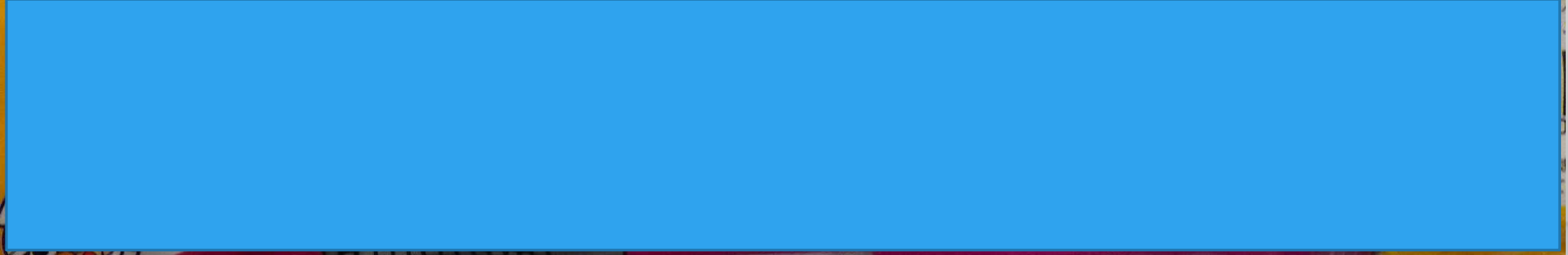
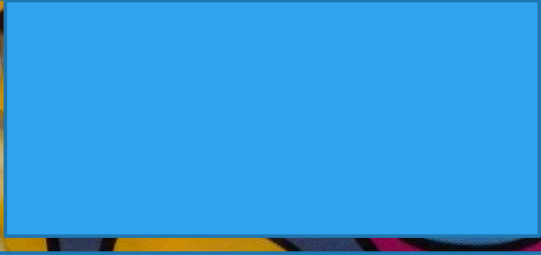
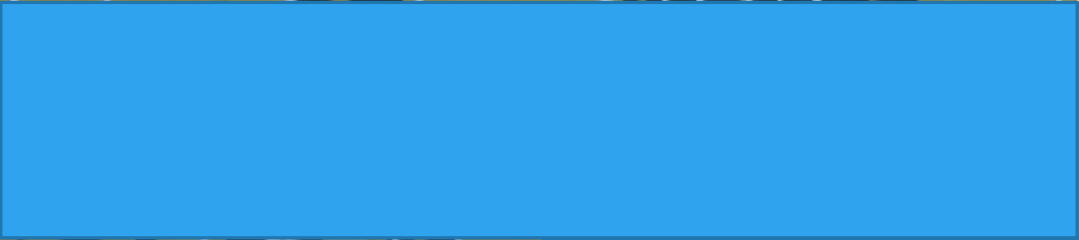
賞味期限 202

名称	魚肉かり製品加工品
原材料名	魚肉加工品(魚肉すり身、でんぷん、その他)(国内製造)、たんぱく加水分解物、豆板醤、発酵調味料、醤油、食塩、還元水あめ、

内容量 10g

栄養成分表
エネルギー
たんぱく
脂
炭水化
食塩相当

お気付きの点
上げの月日・店
袋ごと弊社宛
負担にてお取
お客様相談室
(受付時間 祝祭日



駄菓子

名称	魚肉ねり製品加工品
	魚肉加工品(魚肉すり身、でん

原材料名

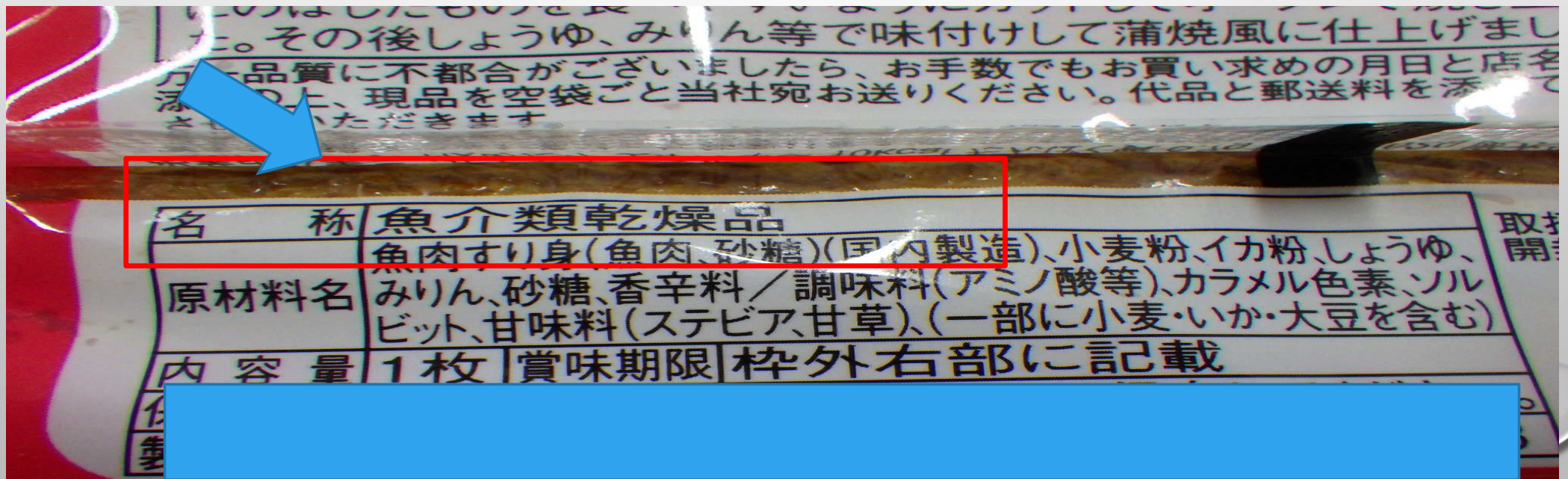
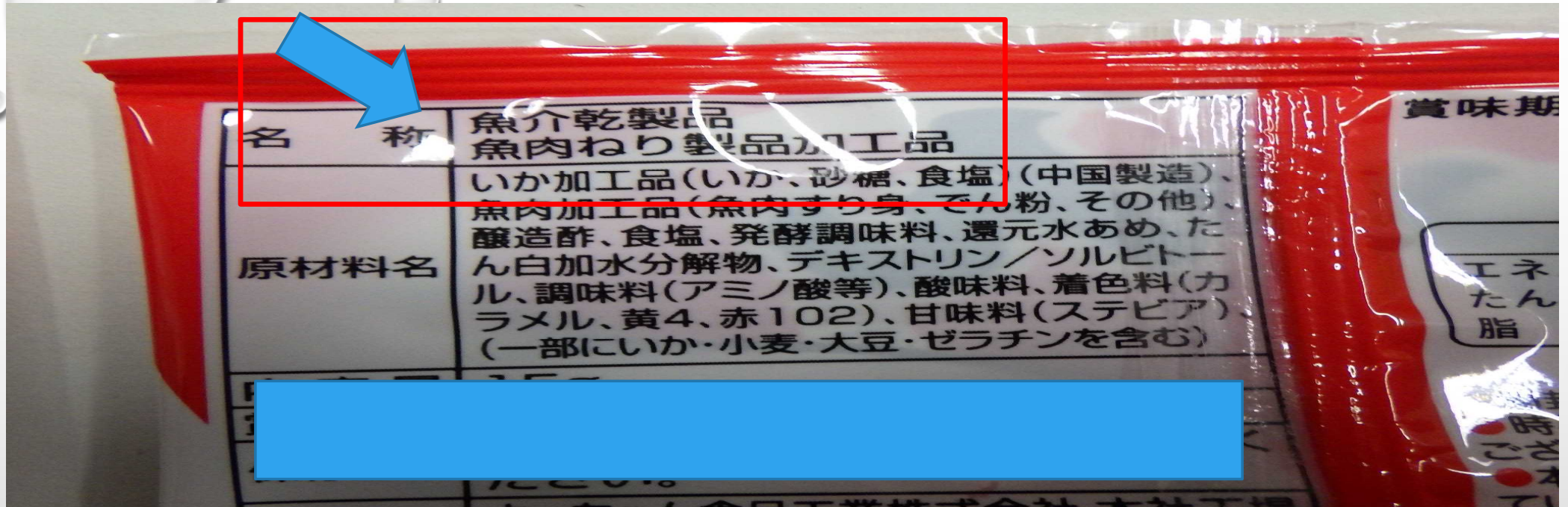
粉、その他)(国内製造)、たん
白加水分解物、豆板醤、発酵調
味料、醤油、食塩、還元水あめ、
かつお節エキス、唐辛子/ソ
ルビトール、調味料(アミノ酸
等)、pH調整剤、酒精、酸味料、
(一部に小麦、大豆、卵、魚介類)



駄菓子



駄菓子



「食品」のページで「**輸入食品**」をクリック→監視業務

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin_yunyu_kanshi/index.html

言語切替 日本語 ? 点字ダウンロード サイト閲覧支援ツール起動 (ヘルプ) 文字サイズの変更 標準 大 特大 English site

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索 検索

健康・医療 **輸入食品監視業務**

報道発表資料 施策紹介 関連情報

輸入食品の安全を守るために

カロリーベースで約6割を海外から輸入される食品に依存しているわが国において、今や輸入食品をなくして国民の食生活は成り立たないものとなっています。このため厚生労働省では、国民の「食の安全」を確保するための重要な課題として、輸入食品の安全性確保に取り組んでいます。

English

- 前に戻る(B)
- 次に進む(O)
- コピーしたアドレスに移動(D) Ctrl+Shift+L
- 名前を付けて背景を保存(S)...
- 背景に設定(G)
- 背景のコピー(C)
- すべて選択(A)
- 貼り付け(P)
- Bing で翻訳
- 電子メール (Windows Live Hotm...
- すべてのアクセラレータ >
- ショートカットの作成(T)
- お気に入りに追加(F)...
- ソースの表示(V)
- 要素の検査(L)
- エンコード(E) >
- 印刷(I)...
- 印刷プレビュー(N)...
- 最新の情報に更新(R)
- Microsoft Excel にエクスポート(X)
- OneNote に送る(N)
- プロパティ(P)

16:15 2023/03/05

輸入手続

海外から日本国内へ食品等を販売などの目的で輸入する際に必要な手続について掲載しています。

監視指導・統計情報

輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果及び輸入食品監視統計、検査命令、モニタリング検査、その他の通知等について掲載しています。

違反事例

輸入時検査等において食品衛生法違反となった事例を掲載しています。

輸出国対策

二国間協議、現地調査、技術協力等の輸出国における対策を掲載しています。

リスクコミュニケーション

意見交換会の開催状況等について掲載しています。

パブリックコメント

意見公募について掲載しています。

Q&A

よくあるご質問について掲載しています。

その他の個別案件

- ▶ 牛海綿状脳症（BSE）（輸入牛肉対策等）
- ▶ 遺伝子組換え食品及び添加物（安全性審査状況等）
- ▶ 健康食品の安全性に関する情報等
- ▶ 食品別の規格基準
- ▶ 食品添加物のリスト、基準等
- ▶ 農薬、飼料添加物、動物用医薬品の残留基準等
- ▶ 器具・容器包装、おむちや、洗浄剤の規格基準等
- ▶ 器具・容器包装の規格基準等における試験に必要な試料量の目安 [PDF形式: 56KB]

知りたい輸入食品



厚生労働省 健康・生活部 食品監視安全課

▶ PDF 印刷用 [PDF形式: 706KB]
B] □

▶ 輸入食品が食卓に届くまで～輸入食品の安全管理～ □

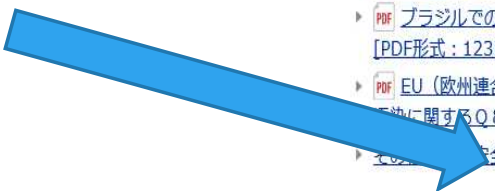


▶ 輸入食品の安全性確保を目指して～検疫所の仕事～ (You Tube 配信)



食品衛生法の改正

参考資料

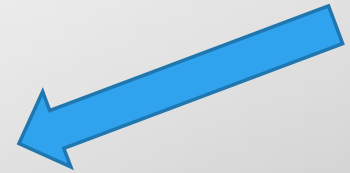


輸入食品をクリックし → 食品監視業務の
ページの中 → 下方へスクロール



その他の個別案件

- 牛海綿状脳症(BSE)(輸入牛肉対策等)
- 遺伝子組換え食品及び添加物(安全性審査状況等)
- 健康食品の安全性に関する情報等
- 食品別の規格基準
- 食品添加物のリスト、基準等
- 農薬、飼料添加物、動物用医薬品の残留基準等
- 器具・容器包装、おもちゃ、洗剤の規格基準等
- 器具・容器包装の規格基準等における試験に必要な試料量の目安



魚肉練り製品

→ちくわ、はんぺん、さつまあげ、魚肉ソーセージなど

成分規格・・・大腸菌群陰性

魚肉ソーセージ・ハムについては亜硝酸根

製造基準・・・

保存基準・・・

添加物

サイクラミン酸、ソルビン酸、二酸化硫黄、
酸性タール系色素 ……

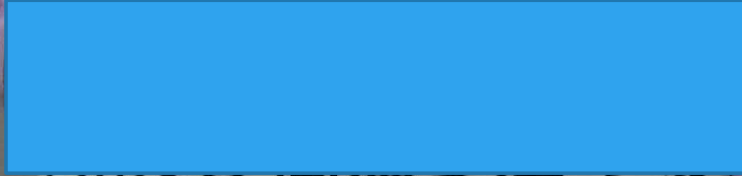
商品名: ○○切りくだもの

名称: デザートベース





名称: デザートベース
原材料名: ブルーベリー
(カナダ)、砂糖、ラズベリー、
でん粉、デキストリン、レ
モン濃縮果汁 内容量:
賞味期限: 開封下



原 材 料

砂糖 GSG 小麦粉 EWH(小麦:EWT)
卵(鶏卵) AEG 植物油脂(パーム油)GPA
マーガリン GMR

添 加 物

加工デンプン(酢酸デンプン) 141101
着色料(カラメル I) 420605
膨張剤(炭酸水素ナトリウム 321605、
 炭酸水素アンモニウム 321604)
... ..

製 造 方 法

原料 → 混合 → 焼成(92度30分) → 冷却 → 包装

- ▶ [消費者向け情報](#)
- ▶ [事業者向け情報](#)
- ▶ [行政機関向け情報](#)
- ▶ [医師・医療機関向け情報](#)
- ▶ [子ども向け情報](#)

▶ [ページの先頭へ戻る](#)

各施策情報

[食中毒](#)

食中毒予防のためのポイントや食中毒統計情報などを紹介しています。

[食品添加物](#)

食品添加物について、そのルールや安全性の確認方法について紹介しています。

[HACCP](#)

安全な食品を製造するための衛生管理手法である「HACCP」について、導入の手引きや関係法令を紹介しています。

[残留農薬](#)

基準を超えて残留する食品の販売、輸入が禁止されている制度「ポジティブリスト制度」や残留基準の設定方法を紹介しています。

[輸入食品](#)

輸入食品に関する手続きや関係法令、厚生労働省における取り組みを紹介しています。

[バイオテクノロジー応用食品](#)

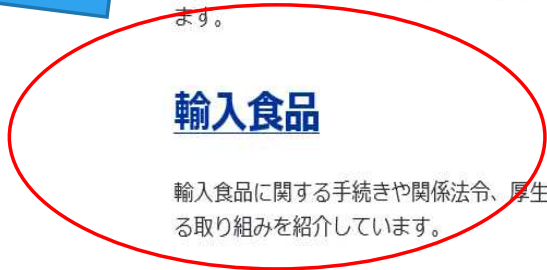
どのようにして安全性の確認をしているのかなど、審査状況や関連資料等を紹介しています。

[輸出食品](#)

厚生労働省所管の輸出関連手続について、関連通知や取扱施設を紹介しています。

[器具・容器包装・おもちゃ](#)

器具・容器包装・おもちゃに関する規格基準や規制のあり方に係る検討会の情報を紹介します。



施策紹介

「監視指導・統計情報」

令和5年度

監視指導

- [輸入食品監視指導計画](#)
- [検査命令実施通知](#)
- [モニタリング検査実施通知](#)
- [その他の監視指導に関する通知](#)

「自身が取り扱う商品はどんな商品？」

- 1、流通上の食品分類は？（類似商品は？）
- 2、原料は何？
原料にマーガリンなどの加工品が入っていたら、その原料の原料まで説明
（植物油、食塩、 β カロチン）
- 3、製造溶剤や保存料など添加物は？
- 4、作り方、製造方法は？
- 5、配合割合は？

・・・について説明できるようにお願いします。

おもちゃ

①形態

- 大きさや形
- 使い方、遊び方
- 対象年齢
- 目的（遊びながらの学習）

②販売する店舗、流通先・・・

③表示対象年齢に見合う商品か？

④輸入者の商品に対する流通上の分類についての説明、考え、意見

検査のお話しより前に、

自身が取り扱う商品です。

原料、添加物、製造方法については、「説明」
できるようにお願いします。